



トピックス

2020年9月23日

悪夢ふたたび：「合意なきブレグジット」に関して

英国の迷走も深刻

迷走の著しい国としては、米国が思い浮かぶでしょう。コロナウイルス対応が成功には遠い上、党派対立で政治機能がほとんど麻痺しているからです。しかし、英国の迷走も、忘れるわけにはいきません。

英国でも当初、ウイルスのリスクが軽視されました。そのため、大陸欧州に比べロックダウンなどの導入が遅れ、人口あたりの犠牲者は、米国よりも多数です(図表1)。なおかつ、後手に回ったばかりにロックダウンはかえって長引き、4-6月期の景気は、主要先進国で最悪と言えるほどに悪化しました。

ブレグジット

いま、山場を迎えつつあるのは、あの難解なイベント、ブレグジット(英国の欧州連合(EU)離脱)です。ウイルスや経済に移っていた英国国民の関心も、このイベントへ舞い戻ってきています(図表2)。

ブレグジット自体は、紆余曲折を経た後、今年1月末に実現しました。ただし、今年末までは移行期間とされ、EUとの貿易関係は、まだ従来どおりです(無関税など)。そして、この期間中に、新たな貿易協定を締結する方針です。しかし、その協議は難航し、いまに至るも協定成立の目途が立ちません。

合意なき離脱

そのため、あの不穏なフレーズ「合意なき離脱」が、またも浮上しています(ただ、離脱協定による離脱はすでに実現したので、昨年懸念された「合意(=離脱協定)なき離脱」とは、やや意味が異なる)。

移行期間延長の道は閉ざされているため、「合意(=貿易協定)なき離脱」の可能性は、相当あります。ただ、移行期間中に通関などの準備が進めば、このまま来年を迎えたとしても、英国・EU間の貿易停止といった大混乱は避けられそうです。しかし関税は発生するので、英経済への悪影響は不可避です。

北アイルランド問題

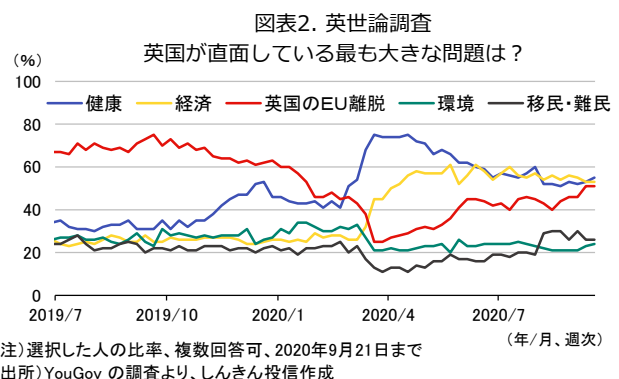
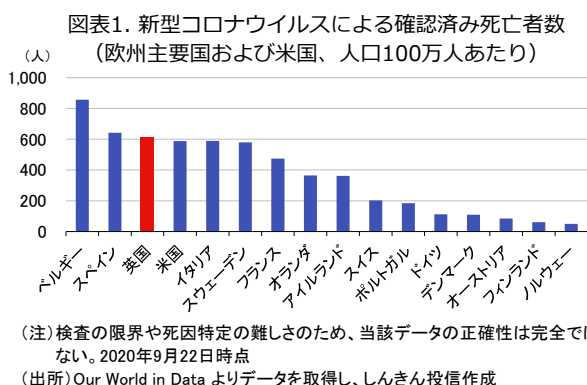
現在、蒸し返されているのは、悪夢のように悩ましい、あの問題です。つまり、北アイルランド(英国の一部)とアイルランド共和国(EU加盟国)の関係という問題が、再び立ちはだかっているのです。

この点、離脱協定の取決めは複雑です。自由貿易協定が不成立の場合、英国本土から北アイルランドへの物品輸送時に通関手続きを行い、アイルランドに輸出されるとみられる物品に関税を賦課する、などと定めたのです。北アイルランド・アイルランド間の厳格な国境管理を避けるための、苦肉の策です。

英国の一方的行動

ところが現在、英政府は、この取決めを骨抜きにしかねない国内法の導入を企図しています。その内容は、本土から北アイルランドへの物品に関税を課すか否かは、英国側が一方的に判断する、などです。

これには、EU側はもちろん英国の前首相らも、EUとの信頼関係を損なう、と猛反発しています。協議における懸案は、ほかにもあります(英国の自国産業補助にEUは難色、など)。そうした中での一方向的な行動は、EUとの協議を阻害します。そして英国は、悪夢のような難題に延々と苦しむでしょう。



(チーフエコノミスト 辻 佳人)



しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第338号
Shinkin Asset Management Co., Ltd 加入協会／一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
 〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL: [https:// www.skam.co.jp](https://www.skam.co.jp)

＜本資料に関してご留意していただきたい事項＞

- ※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- ※特定ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

【お申込みに際しての留意事項】

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

（お客様に直接ご負担いただく費用）

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 **上限 3.3%(税抜 3.0%)**
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 **上限 0.3%**

（保有期間中に間接的にご負担いただく費用）

- ◆ 運用管理費用（信託報酬）・・・純資産総額に対して、**上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)**
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。投資信託に係る上記費用（手数料等）の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくお読みください。

- ※「日経平均株価」（日経平均）に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。
- ※東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ※東証REIT指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。